

改正

平成29年6月26日告示第125号

平成29年11月16日告示第177号

平成30年2月8日告示第6号

志摩市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、志摩市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、志摩市補助金等交付規則（平成16年志摩市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、定住の意思を持つ若者又は子育て世帯が市内に住宅を確保するための支援を行うことにより、本市への移住と定住の促進を図り、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 自己の居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した市内の住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。
 - ア 国及び地方公共団体が整備する住宅並びに当該職員に貸与する住宅
 - イ 社宅、寮等の給与住宅
 - ウ 賃借人及びその世帯構成員の3親等内の親族が所有する住宅
- (2) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他の住居以外の費用を含む場合は、これらの費用を除く。
- (3) 住宅手当 住宅に関する全ての手当等の月額をいう。
- (4) 若者 初回の交付申請時に40歳未満である賃借人
- (5) 子育て世帯 交付申請時に中学校卒業前の者がいる世帯

(交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成29年4月1日以後に本市に転入した若者又は子育て世帯に属する賃借人（以下「対象者」という。）であること。ただし、当該転入日前6箇月以内に市内に住所を有していた者を

除く。

- (2) 新たに民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、当該住宅の所在地において賃借人及びその世帯構成員が市の住民基本台帳に登録され、現に居住していること。ただし、賃借人及びその世帯構成員が当該住宅の所在地において市の住民基本台帳に登録がないことについて、特別な理由があると市長が認める場合は、当該所在地における住民基本台帳への登録を要しない。
- (3) 賃借人及びその世帯構成員の転勤、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的な居住ではないこと。
- (4) 市内に住民登録のある者との結婚による転入でないこと。
- (5) 本市に転入した日から6箇月以内に、この補助金の初回の交付申請を行う者であること。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。
- (6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 過去にこの要綱に基づく補助金の申請を行い、当該申請に係る第6条第2項に規定する交付対象期間を経過していないこと。
- (8) 賃借人及びその世帯構成員が本市の市税及び家賃を滞納していないこと。
- (9) 賃借人及びその世帯構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (10) 賃借人及びその世帯構成員が国家公務員又は地方公務員(準ずる者を含む。)でないこと。ただし、住宅手当の支給がない者を除く。
- (11) 地域住民との親睦を図り、自治会活動に参加するために、自治会に加入していること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、家賃から賃借人及びその世帯構成員の住宅手当を控除した額の2分の1とし、1箇月当たり2万円を限度とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請期間及び交付対象期間)

第6条 補助金の初回の交付申請期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

- 2 補助金の交付対象期間は、初回の交付申請に係る補助を開始した月(以下この項において「補助開始月」という。)から連続した12箇月を限度とする。ただし、対象者が一次産業に就業した場合は、補助開始月から連続した36箇月を限度とする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、添付書類について市長がやむを得ないと認める場合は、省略することができる。

- (1) 同意書兼誓約書兼確認書（様式第2号）
- (2) 住宅手当支給証明書（様式第3号）
- (3) 賃借人及びその世帯構成員の住民票（続柄の記載があるものに限る。なお、2回目以降の申請に当たっては、変更がある場合に提出するものとする。）
- (4) 賃貸借契約書の写し（2回目以降の申請に当たっては、変更がある場合に提出するものとする。）
- (5) 家賃の支払を証明する書類
- (6) 自治会加入証明書（様式第4号）（初回の申請に限る。ただし、一次産業に従事している対象者は、初回及び一年経過するたびに提出するものとする。）
- (7) 一次産業に従事している対象者は就労状況申告書（交付申請のたびに提出するものとする。）及び本市の市税に滞納がないことの証明書（2年目及び3年目のそれぞれの初回の交付申請に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請書の提出期間は、次の各号に掲げる交付対象期間に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 4月から9月までの家賃の支払に係るもの 当該年度の9月1日から同月22日まで。ただし、最終年度の家賃の支払に係るものについては、当該年度の9月22日までとする。
 - (2) 10月から翌年3月までの家賃の支払に係るもの 当該年度の3月1日から同月22日まで。ただし、最終年度の家賃の支払に係るものについては、当該年度の3月22日までとする。
- （交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条に規定する通知を受けた者は、補助金請求書（様式第6号）を市長に提出し、補助金

を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、規則第14条の規定により、既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月26日告示第125号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年11月16日告示第177号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成30年2月8日告示第6号)

この告示は、公表の日から施行する。